労災レセプト電算処理システム

オンラインによる返戻ファイル及び再請求ファイル に係る記録条件仕様(歯科用)

> 令和2年10月版 厚生労働省労働基準局

〈目次〉

記録データ 記録イメージ レに係る記録条件仕様 の構成 構成イメージ る文字の符号 囲 シ記録要領に関する事項 ルに係る記録条件仕様	(3) 労災保険指定医療機関から都道府県 2 ファイル単位の記録データ	県労働局への返戻分の再請求 ・・・・・・
療機関から都道府県労働局への返戻分の再請求	2 ファイル単位の記録データ ・・・・・・・	
記録イメージ レに係る記録条件仕様 の構成 構成イメージ る文字の符号 囲 か記録要領に関する事項 ルに係る記録条件仕様		
レに係る記録条件仕様 の構成 構成イメージ る文字の符号 囲 の記録要領に関する事項 ルに係る記録条件仕様		
の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 電子レセプトの記録イメージ ・・・・・	
の構成 構成イメージ る文字の符号 囲 別記録要領に関する事項 ルに 係る記録条件仕様	第2章 返戻ファイルに係る記録条件仕	様 ····································
の構成 構成イメージ る文字の符号 囲 の記録要領に関する事項 ルに係る記録条件仕様		
の構成 構成イメージ る文字の符号 囲 別記録要領に関する事項 ルに 係る記録条件仕様		
の構成 構成イメージ る文字の符号 囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
構成イメージ		
る文字の符号 囲 記録要領に関する事項 ルに 係る記録条件仕様		
る文字の符号 囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
記録要領に関する事項		
ルに係る記録条件仕様 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	(2) 各種レコードの記録要領に関する事	事項
	(2) 各種レコードの記録要領に関する事	事項 ·····
	第3章 再請求ファイルに係る記録条件付	上様 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	2 記録形式	
	2 記録形式 ····································	

第1章 請求及び返戻に係る基本事項

1 ファイル形態

「労災保険指定医療機関から都道府県労働局への請求」、「都道府県労働局から労災保険指定医療機関への返戻」及び「労災保険指定医療機関から都道府県労働局への返戻分の再請求」別に、記録条件仕様を定める。

(1) 労災保険指定医療機関から都道府県労働局への請求

労災保険指定医療機関から都道府県労働局に最初に請求を行う場合(以下「一次請求」という。)の請求ファイルの記録条件仕様は、「労災レセプト電算処理システム オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様(歯科用)」(以下「一次請求記録条件仕様」という。)に記述されているところである。

なお、本記録条件仕様におけるレセプトの情報を「請求データ」という。

(2) 都道府県労働局から労災保険指定医療機関への返戻

都道府県労働局においてレセプトを返戻する場合、請求データを返戻ファイルとして労災保険指定医療機関に返戻する。その際、請求データのレセプト共通レコード中に電算処理受付番号を付与して返戻する。

レセプトを返戻する場合、当該レセプト(以下「返戻レセプト」という。) は、請求データのみで構成する。

(3) 労災保険指定医療機関から都道府県労働局への返戻分の再請求

返戻レセプトを都道府県労働局に再請求する場合、当該レセプトの請求 データを修正したレセプト(以下「再請求レセプト」という。)に、労災保 険指定医療機関単位の受付情報(ファイルの先頭)及び労災診療費請求書情 報(ファイルの最後)を付加した再請求ファイルを都道府県労働局に請求す る。

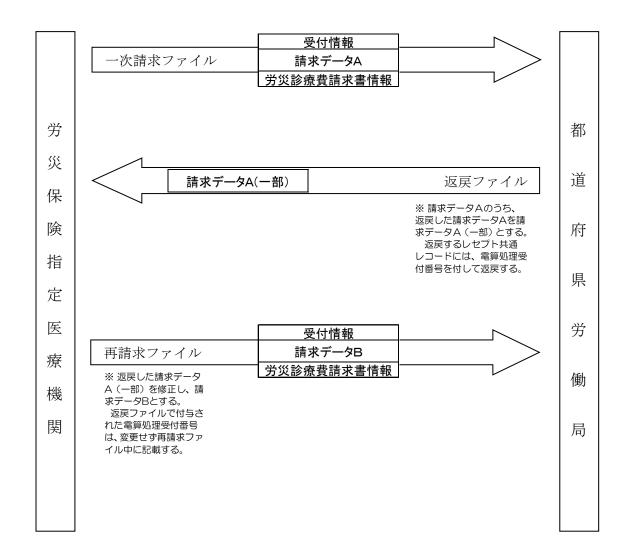
請求データを修正する際、返戻の際に付与されているレセプト共通レコード中の電算処理受付番号を付けて請求する。

2 ファイル単位の記録データ各ファイルで記録されるデータは、次のとおりとする。

ファイル名	作成者	受領者	状態	記録データ	備考
請求	労災保険	都道府県	労災保険指定	受付情報、	一次請求記録条件
ファイル	指定医療	労働局	医療機関から	請求データ、	仕様のとおりとす
	機関		の一次請求	労災診療費請	る。
				求書情報	
返戻	都道府県	労災保険	労災保険指定	請求データ	請求データのレセ
ファイル	労働局	指定医療	医療機関への		プト共通レコード
		機関	返戻レセプト		中に電算処理受付
					番号を付与して返
					戻する。
再請求	労災保険	都道府県	一 労災保険指定	受付情報、	請求データを修正
ファイル	指定医療	労働局	医療機関から	請求データ、	する際には、返戻
	機関	75 12/3/1-5	の返戻レセプ		の際に付与されて
	12123		トの再請求	求書情報	いるレセプト共通
			1 12 H11-14	🖽 111 114	レコード中の電算
					処理受付番号につ
					いては、変更しな
					V.

返戻の理由等については、「照会・不備返戻データダウンロード」画面から、 ダウンロードします。

3 電子レセプトの記録イメージ



一次請求、一次請求分の返戻、一次請求返戻分の再請求の場合

第2章 返戻ファイルに係る記録条件仕様

1 電気通信回線

電気通信回線は、ISDN回線を利用したダイヤルアップ接続、閉域IP網を利用したIP-VPN接続又はオープンなネットワークにおいては、IPsec (IETF

(Internet Engineering Task Force) において標準とされた、IP (Internet Protocol) レベルの暗号化機能。

認証や暗号のプロトコル、鍵交換のプロトコル、ヘッダー構造など複数のプロトコルの総称)とIKE (Internet Key Exchange; IPsecで用いるインターネット標準の鍵交換プロトコル) を組み合わせた接続とする。

2 記録形式

CSV形式とする。

3 ファイル構成

ファイル名を "RRECES"とし、拡張名を "HEN"とする。

例】RRECES. HEN

4 返戻ファイル

労災保険指定医療機関から都道府県労働局へ請求されたレセプトについて、 都道府県労働局の処理の結果、労災保険指定医療機関へ返戻する際の返戻ファイルの記録条件について定める。

(1)情報表記仕様

ア 返戻ファイルの構成

ファイルの構成は、次のとおりとする。

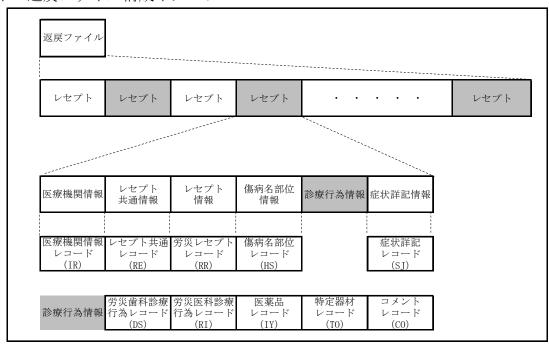
- (ア) ファイルは、改行コードにより複数レコードに分割し、レコードの組み 合わせにて構成する。
- (イ) ファイルは、返戻処理がされた日ごとにすべてを1つのファイルにまとめて作成し、労災保険指定医療機関単位の返戻レセプトを記録する。
- (ウ) ファイル最終レコードは、改行コードの後にファイルの終わりを示す1 バイトの文字列(EOFコード)を記録する。
- (エ) 1ファイル内のレコードの種類及び記録順は、次の表のとおりとする。

レコー	- ドの種類	識別情報	備考	記録
レセプト	(別記)	(別記)	1ファイル単位内に1以上記録	必須

(オ) 1レセプト内のレコードの種類及び記録順は、次の表のとおりとする。

		レコードの種類	識別情報	備考
	医猪	そ機関情報レコード	I R	
	レセ	プト共通レコード	RE	
	労災レセプトレコード		R R	
請	傷病名部	万名部位レコード	HS	
求デ	- ∧	労災歯科診療行為レコード	DS	都道府県労働局で受け付けたレセプトの内容を記録する。その際、レセプト共通レコード中に電算処理受付
1	診療	労災医科診療行為レコード	RI	番号を付与する。記録順、記録内容については「一次 請求記録条件仕様」のとおり。
タ	行為	医薬品レコード	ΙΥ	BHANIGRANNI ITIMI AND AREA NO
	情報	特定器材レコード	ТО	
	刊	コメントレコード	СО	
	症状	詳記レコード	SJ	

イ 返戻ファイル構成イメージ



ウ レコード形式

- (ア) レコード形式は、可変長レコードとし、各レコードの末尾には、改行 コードを入れる。
- (イ)レコード内の各項目間は、カンマ","で区切る。(数値項目の編集に、位取り用のカンマを使用しない。)
- (ウ) 各項目は最大バイト数を規定し、項目形式が固定の項目については最大バイト数で記録し、可変の項目については有効桁(文字)までの記録とする。

なお、有効桁(文字)以降に継続する"スペース"は記録しない。

モード(項目形式)ごとの文字種別及び詳細内容は次のとおりとする。

モード	項目形式		詳細内容
		> 4 4 175/44	上位桁のゼロ及び小数点以下の下位桁
			のゼロを除いた数字(小数点以下が全て
			ゼロの場合は小数点も除く)を記録する。
			ただし、別表等に規定されているコー
			ドの1文字目等の"0"及び特に定める場
			合の"0"については記録する。
			【記録例】
	ूर्ग ग्रह	V. A. *ト-/二	(誤) 「 <u>00</u> 1」 → (正) 「1」
数字	可変	半角数字	※別表等に規定されているコードが"01"
			である場合(正)「 <u>0</u> 1」
			「2桁に満たない場合は、先頭から"0"
			を記録し、2桁で記録する。」と規定され
			ている場合(正)「 <u>0</u> 1」
			(誤) 「1 <u>.0</u> 」 → (正) 「1」
			(誤) 「1.1 <u>0</u> 」→ (正) 「1.1」
			(誤) 「0 <u>.00</u> 」→ (正) 「0」
	固定	半角数字	最大バイト数で記録する。
			有効文字までの記録とする。
			ただし、別表等に規定されているコー
			ドの1文字目等の"0"及び特に定める場
			合の"0"については記録する。
			【記録例】
英数	可変	半角英数	(誤)「 <u>0</u> 1」 → (正)「1」
7,30			※別表等に規定されているコードが
			"01"である場合(正)「 <u>0</u> 1」
			「2桁に満たない場合は、先頭から"0"
			を記録し、2桁で記録する。」と規定され
			ている場合(正)「 <u>0</u> 1」
	固定	半角英数	最大バイト数で記録する。
漢字	可変	全角文字	有効文字までの記録とする。
100,1	固定	全角文字	最大バイト数で記録する。

エ 内容を表現する文字の符号

内容を記録する文字の符号は、一次請求記録条件仕様の第1章の3(3) エに規定されているとおりとする。

オ 全角カナの範囲

全角カナのみ記録可能な項目は、下表で示したシフトJISコードを使用するものとする。

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	Α	В	С	D	Е	F
8140		•	0	,			:	;	?	!	"	٥	,	`		^
8150	_	_	`	4	7	2	"	소	々	×	0	_	_	-	/	/
8160	~	//	1			4	,	"	"	()	[)	[]	{
8170	}	<	>	«	>	Γ	J	ſ]	[1	+	_	±	×	

?

82E0	ŧ	や	や	ゆ	ゅ	ょ	よ	5	IJ	る	れ	3	わ	わ	ゐ	ゑ
82F0	を	ん	•	•	•		•	•			•	•	•			
8340	ア	ア	1	1	ゥ	ウ	ェ	エ	才	オ	カ	ガ	+	ギ	ク	グ
8350	ケ	ゲ	П	Ϊ	サ	ザ	シ	ジ	ス	ズ	セ	ゼ	ソ	ゾ	タ	ダ
8360	チ	ヂ	ツ	ツ	ヅ	テ	デ	٢	۴	ナ	=	ヌ	ネ	1	/\	バ
8370	パ	٢	ビ	Ľ	フ	ブ	プ	^	ベ	~	ホ	ボ	ポ	マ	111	
8380	ム	У	Ŧ	ヤ	ヤ	ュ	ュ	3	3	ラ	IJ	ル	レ		ワ	ワ
8390	井	ヱ	ヲ	ン	ヴ	カ	ケ				•					Α
83A0	В	Γ	Δ	Е	Z	Н	Θ	1	K	Λ	М	N	Ξ	0	П	Р
83B0																
0300	Σ	Т	Υ	Ф	Х	Ψ	Ω					•				α
83C0	β	Τ γ	δ	Φ	X ζ	η	Ω θ	- L	к		μ	ν	ξ		π	α
83C0	β	γ	δ	ε	ζ	η	θ	L	κ	λ	μ	ν	ξ	0	π	ρ

(Shift-JIS コード表より抜粋)

	使用可能
	使用不可能

(2) 各種レコードの記録要領に関する事項

請求データの各種レコードの記録要領に関する事項は、一次請求記録条件仕様の第1章の3(4)「各種レコードの記録要領に関する事項」のイ~キと同じ。

なお、請求データのレセプト共通レコード中に電算処理受付番号を付与して返戻する。

第3章 再請求ファイルに係る記録条件仕様

1 電気通信回線

電気通信回線は、ISDN回線を利用したダイヤルアップ接続、閉域IP網を利用したIP-VPN接続又はオープンなネットワークにおいては、IPsec (IETF (Internet Engineering Task Force) において標準とされた、IP (Internet Protocol) レベルの暗号化機能。

認証や暗号のプロトコル、鍵交換のプロトコル、ヘッダー構造など複数のプロトコルの総称)とIKE (Internet Key Exchange; IPsecで用いるインターネット標準の鍵交換プロトコル) を組み合わせた接続とする。

2 記録形式

CSV形式とする。

3 ファイル構成

ファイル名を "RRESnnmm" とし、拡張名を "UKS" とする。 nn=2桁の連番 (原則として、請求月単位に重複しないこととする。) mm=2桁の連番 (受付情報レコードのマルチボリューム識別情報の値と同じ値とする。)

例】RRES0100.UKS

4 再請求ファイル

都道府県労働局から労災保険指定医療機関へ返戻された、返戻ファイルについて、労災保険指定医療機関が都道府県労働局へ再請求する際の再請求ファイルの記録条件は、一次請求記録条件仕様の第1章の3(3)「情報表記仕様」、(4)「各種レコードの記録要領に関する事項」と同じ。